

# お知らせ

## 多言語版ごみカレンダーを作成しました

日本語以外を使用する市民を対象に、ごみカレンダー（分別方法部分）の多言語版を配布しています。

これまでの4か国語（英語・中国語・韓国語・ベトナム語）に加えて、さらに4か国語（ネパール語・インドネシア語・ポルトガル語・スペイン語）を作成しましたので、ぜひご利用ください。

電子データを市ホームページで公開しているほか、紙媒体を市役所2階環境課窓口で配布しています。

環境課資源循環担当  
☎ 594-5553



## 外国人学校通学補助金

市内に在住で、日本国籍を持っていない児童・生徒を外国人学校に通わせている保護者に、その通学費用に対して補助金を交付します。

**補助金額**  
・小学校…月額 3,000 円以内  
・中学校…月額 5,000 円以内  
**受付期間** 4月1日(水)～30日(木)  
学校教育課学事担当  
☎ 594-5563 へご相談ください。

## 広報きたもとの閉じ穴が無くなります

経費削減のため、「広報きたもと」の閉じ穴が令和8年5月号から無くなります。

市長公室シティプロモーション・広報担当 ☎ 594-5505

### 空き家対策事業

## 自宅・空き家のリフォームと解体補助制度が使いやすくなります

令和8年度から、住宅関係補助制度の手続きや必要書類が変わります。より使いやすくなった補助制度を、ぜひご利用ください。



### 自宅のリフォーム

#### ◆北本市住宅等リフォーム工事資金補助金

**補助金額** 補助対象経費の5%  
(上限額 15 万円※限度額加算あり)  
**変更点** これまでは、リフォーム着工前の申請が必要でしたが、令和8年度からは工事完了後 90 日以内に申請する手続きに変更しました。なお、申請時には着工前の現場写真が必要になりますのでご注意ください。

市内に本社・本店を有する業者と契約した工事

### 空き家のリフォーム・解体

#### ◆北本市空き家等改修補助金

**補助金額** 補助対象経費の1/3  
(上限額 52 万円※限度額加算あり)  
1年以上空き家であること  
・登記されていること

#### ◆北本市老朽空き家等解体補助金

**補助金額** 補助対象経費の1/2  
(上限額 30 万円※限度額加算あり)  
5年以上空き家であること  
・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されていること  
・更地にする工事

**注意事項**  
・制度ごとで条件が異なります。詳細や申請方法は市ホームページをご確認ください。  
・申請は先着順で受け付けし、予算に到達次第終了となります。年度途中で申請を打ち切る場合がございます。

**知って得する「マイホーム借上げ制度」** 移住・住みかえ支援機構ホームページ▶  
～その家。放っておいたら、もったいない！～  
空き家となった自宅を「移住・住みかえ支援機構」が借り上げて家賃をお支払いする制度です。機構のホームページや市の出前講座(番号 E-2)でも詳細をご案内し、建築開発課営繕・住宅担当 ☎ 594-5574



**市内のカフェやオープンしたてのお店など…みどりと広報部 情報発信中!**  
北本の魅力を発信する市民 PR チーム「みどりと広報部」が好きなお店やお気に入りの場所・気になっている人取材し、北本市シティプロモーション公式 Instagram (@andgreen\_kitamoto) で発信しています。ぜひ、ご覧ください!

〈広告〉

**成年後見・遺言・相続・各種許認可**  
きむら行政書士事務所 埼玉県行政書士会会員 コスモス埼玉 会員  
行政書士 木村義昭【鴻巣市富士見町5-18】  
TEL:048-594-7421  
出張相談可  
気軽にご相談下さい(土日可能) 無料セミナー 定期的に開催  
相談については、事前に予約が必要です。【電話受付:平日9時~18時】

**専門店 小川家具 since 1945**  
北本市北本2-137 公式 WEB 048-591-3517  
Instagram

## 国民年金の届出を忘れずに 学生は納付特例が受けられます

### ◆国民年金の届出

国民年金は、日本に住む 20 歳以上 60 歳未満のすべての人が加入することになっています。会社を退職したときなど、国民年金へ加入する届出が必要です。



60 歳未満で①～④のいずれかに該当する人

- ①厚生年金加入者が退職した
- ②退職した厚生年金加入者の被扶養配偶者
- ③ 65 歳に到達した厚生年金加入者の被扶養配偶者
- ④厚生年金加入者の扶養でなくなった年金手帳または基礎年金番号通知書、退職等の証明書、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

### ◆学生納付特例制度

20 歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。本人の所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

- 大学・大学院・短大・高等学校・専修学校および各種学校(修業年限1年以上の課程)等に在学する人
- 学生証(写し可。表裏両面必要)、年金手帳または基礎年金番号通知書、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- マイナポータルから手続きの一部が電子申請できます。詳細は日本年金機構のホームページへ。
- 保険年金課国民年金担当 ☎ 594-5543



## 特別障害者手当・障害児福祉手当



重い障がいのため常時介護を必要とする人(施設入所者を除く)に対して手当を支給します。※所得制限あり

### ◆特別障害者手当

20 歳以上で身体または精神の重度の障がいにより、日常生活で常時特別な介護を要する状態にある人

### ◆障害児福祉手当

20 歳未満で、日常生活で常時介護を必要とする人  
障がい福祉課給付担当 ☎ 594-5504 へご相談ください。

## 児童扶養手当、特別障害者手当等の額が4月に改定

児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の金額は、物価の変動に応じて額を改定する「物価スライド制」がとられています。これらの手当額について、令和8年4月以降は令和7年の物価上昇率に基づき、引き上げとなりました。

- 児童扶養手当…子育て支援課子育て支援担当 ☎ 594-5537
- その他の手当…障がい福祉課給付担当 ☎ 594-5504

## 重度心身障害者医療費助成制度

次の①～⑤のいずれかに該当する人の医療費の一部負担金を助成します(所得制限あり)。ただし、平成 27 年 1 月 1 日以降に 65 歳以上で新規に手帳の交付を受けた人は除きます。

- ①身体障害者手帳 1 級、2 級、3 級
- ②療育手帳 A、A、B
- ③精神障害者保健福祉手帳 1 級※ 1
- ④精神障害者保健福祉手帳 2 級※ 2
- ⑤ 65 歳以上で、次のいずれかの障がいにより後期高齢者医療制度等の障害認定を受けている人

・障害年金 1 級、2 級

- ・身体障害者手帳 4 級の一部(音声・言語、下肢障害の一部)
- ・精神障害者保健福祉手帳 2 級

※ 1 精神病床に入院したときの一部負担金を除く

※ 2 精神通院医療費(自立支援医療を併用した場合に限る)の一部負担金を助成

障がい福祉課給付担当 ☎ 594-5504

## 保養施設をご利用ください

埼玉県国民健康保険団体連合会では、国民健康保険・埼玉県後期高齢者医療制度の加入者を対象に保養施設宿泊利用共同事業を実施しています。対象者は保養施設を契約料で利用できます。詳細は市ホームページをご覧ください。

保険年金課国民健康保険担当 ☎ 594-5541  
後期高齢者医療担当 ☎ 594-5542



〈広告〉

**北本駅 西口 徒歩1分 月極駐輪場 申込受付中**  
防犯カメラ設置  
管理人巡回あり  
定期更新機設置  
北本市 サイクルインウチダ 検索  
内田産業有限会社 北本市中央2-92-1 サイクル・イン・ウチダ (北本駅西口駅前) ☎ 048-591-2563 (日定休)